

新冠町告示第 3号

次のとおり、公募により技術提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年 1月25日

新冠町長 鳴海 修司



1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

新冠町立国民健康保険診療所改築基本設計業務

(2) 業務の目的及び内容

新冠町立国民健康保険診療所改築基本設計公募型プロポーザル方式の説明書
（以下「説明書」という。）による

(3) 履行期限（契約期間）

契約締結の日から令和5年10月31日まで

(4) 納入場所（履行場所）

新冠町 建設水道課 管理グループ

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

参加希望者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 令和3・4年度新冠町競争入札参加資格申請を行い、新冠町契約に関する規則に基づき町長が作成した入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 新冠町指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、参加表明書の提出期間中にその停止期間が経過している者を含む）であること。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の新冠町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の北海道知事の登録を受けており、かつ北海道に本社、支店又は営業所を置いていること。
- (7) 暴力団関係事業者等であることにより、新冠町が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (8) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (9) 当該事務所において、平成24年4月以降に延床面積2,000㎡以上の診療所又は病院等の設計契約履行を完了した実績を有する者であること。

3 公募型プロポーザル参加表明書の提出方法等

- (1) 提出書類等
説明書による。
- (2) 提出先
新冠町役場建設水道課管理グループ
住所：〒059-2492 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地2
TEL：0146-47-2518
e-mail：niikappukensetu@air.ocn.ne.jp
- (3) 提出期限
令和5年1月25日（水）から令和5年2月8日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

4 技術提案書の提出を要請する者の選定

- (1) 選定方法
技術提案書の提出を要請する者は、参加表明書評価基準に基づき参加表明者の資格及び技術力を評価し、評価点の高い順に新冠町立国民健康保険診療所改築事業プロポーザル審査会において選定する。
- (2) 選定数
技術提案書の提出を要請する者の選定数は、5者程度とする。
- (3) 参加表明書評価基準
説明書による。

5 技術提案書の作成及び提出方法等

- (1) 技術提案書の作成上の基本事項
プロポーザルは当該整備事業における最も適した提案や取組方法を求めるものであり、当該業務の具体的な設計案や成果品の一部（図面、模型写真等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計案は、契約後に技術提案書に記載さ

れた提案や取組方法を反映しつつ、新冠町が提示する資料に基づいて協議の上開始することとする。

- (2) 提出書類等
説明書による。
- (3) 提出先
3の(2)と同じ

6 ヒアリング

技術提案審査の内容について以下のとおりヒアリングを実施する。

- (1) 日 時：令和5年4月5日（水）
- (2) 場 所：新冠町 レ・コード館町民ホール
- (3) 内 容：入室・機器の準備 10 分以内、提案内容説明 10 分以内、質疑 15 分以内合計 35 分を予定している。
- (4) その他：説明書による。

7 技術提案書の採用

説明書に定める審査要領により、技術提案書及びヒアリングについて技術提案書評価基準に基づき評価し、評価点合計が最も高い設計者（以下「特定者」という。）を採用する。

ただし、評価点合計が最も高い者が複数いる場合又は選考委員会が必要と認める場合は、決選投票を行い得票の多い提案を採用する。得票数が同数の場合は、委員長が投票した提案を採用する。

8 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、見積書の提出を依頼するものとし、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 その他

- (1) 詳細は、説明書による。
- (2) その他不明な点は、下記に照会すること。

新冠町役場 建設水道課 管理グループ

住所：〒059-2492 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地2

TEL：0146-47-2518

e-mail：niikappukensetu@air.ocn.ne.jp